

災害が発生した際の主な地方財政措置について①

令和8年7月
熊本県市町村課

- 災害からの復旧に対しては、充実した地方財政措置が講じられる。
- 具体的には、下図に記載の個別の地方財政措置のとおり、地方債の元利償還金に対する交付税措置や特別交付税措置などで、地方負担の軽減が図られる。

地方債関係

○公共土木施設災害復旧事業

1.7%程度

国庫補助 6/10～8/10程度

補助災害復旧事業債(充当100%-交付税措置95%)

○農地・農業用施設災害復旧

3.0%程度

国庫補助 8/10程度

補助災害復旧事業債(充当率90%-交付税措置95%)

○災害公営住宅建設事業

33.4% (将来的に回収)

国庫補助 2/3

公営住宅建設事業債(充当率100%-交付税措置なし)

特別交付税関係

○地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入

20%

○災害復旧等に従事させるため採用した職員

20%

…国庫補助部分

…交付税措置部分

…実質負担部分

災害が発生した際の主な地方財政措置について②

令和8年7月
熊本県市町村課

- 前ページの個別の地方財政措置の他、特別交付税の算定項目の中には、災害復旧を行うに当たっての様々な財政需要を包括的に捉えて算定する項目もあり、個別の算定項目と合わせて総合的に措置がなされる。

包括的に算定される項目（現年分：R8）

- 現年災（災害復旧） 次の①～③の事業費の合算額の2%

①国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業
公共土木施設、農地・農業用施設、林道施設
公立学校施設、公立社会教育施設、社会福祉施設 等

②国が施行する災害復旧事業

③国の補助金を受けて施行する災害対策事業

- 現年災（応急対応） 下表のとおり（単価はR7（参考））

主な項目	単価(円)
死者・行方不明者数	875,000
障害者数	437,500
り災世帯数	24,600
全壊家屋戸数	183,600
半壊家屋戸数	91,900
浸水家屋戸数(床上)	5,200
浸水家屋戸数(床下)	2,800
農作物被害面積(ヘクタール) ※農作物作付面積に対する被害面積の割合が30%を超えるもの	7,100 ※10,000
災害救助費	救助に要した経費×0.4 ※地方負担額が上限 ※救助実施市のみ

- 現年災（その他） 次の①、②の合算額

① 現年災（災害復旧） × 0.5

② 現年災（応急対応） × 0.2

包括的に算定される項目（発災翌年度から3年間：R9～R11）

- 連年災 次の（ア）もしくは（イ）

過去3年間の災害復旧事業費等（A）が過去3年度の標準税収入額の合算額（B）の0.5を超える場合に措置されるもの。

（ア）A/Bが1.0を超えた場合 → $A \times 1\%$

（イ）A/Bが0.5～1.0の場合 → $A \times 0.25\%$

【参考】災害復旧事業債について ※総務省資料より

補助・直轄災害復旧事業債

○国の補助を受けて行う災害復旧事業又は国が直接行う災害復旧事業に係る地方負担額

※ 補助事業及び直轄事業については同意等基準に定めるもののみが対象

【充当率】 公共土木、公立学校施設等 100%
農地・農林漁業施設 90%

【元利償還金の交付税算入率】

元利償還金の95%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）

単独災害復旧事業債

○国の補助の対象にならない災害復旧事業

○国の補助を受けて行う災害復旧事業のうち、補助・直轄災害復旧事業債の対象にならない事業

【充当率】 公共土木、公立学校施設等 100%
農地・農林漁業施設 65%

※ 農地は激甚災害で工事費が40万円以上の場合にのみ対象

【元利償還金の交付税算入率】

元利償還金の47.5%～85.5%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）

※各年度の標準的な税収収入額に占める一般単独災害復旧事業債等の元利償還金額の割合に応じて変動

小災害復旧事業債

○激甚災害の被災団体で一定要件を満たし、1カ所の工事費が国庫補助対象外の事業

【充当率】 公共土木、公立学校施設等 100%
農地・農林漁業施設 50%～80%（被害の大きさや農林施設の種類に応じて変動）

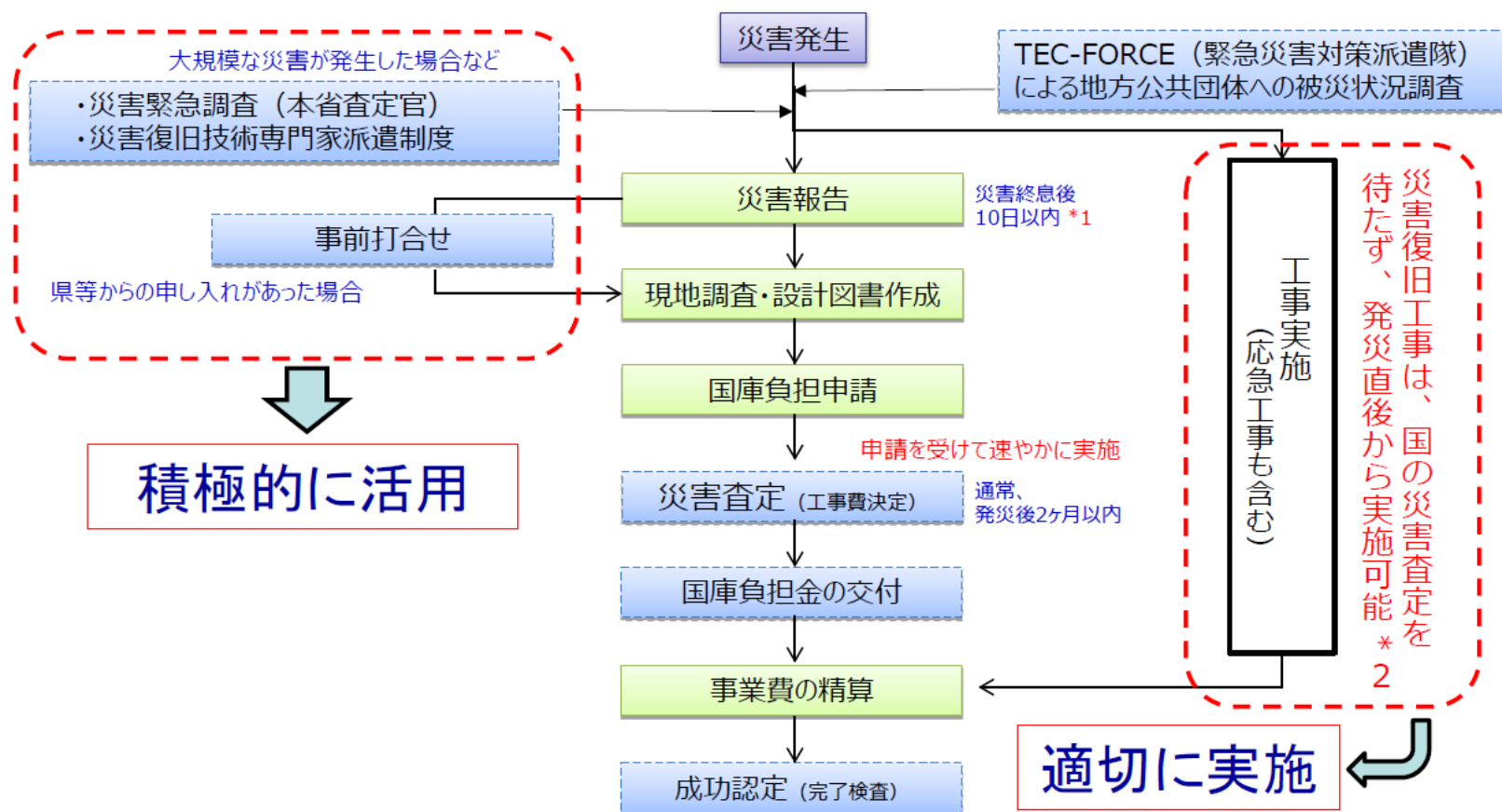
【元利償還金の交付税算入率】

公共土木、公立学校施設 元利償還金の66.5%～95%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）

農地・農林漁業施設 元利償還金の100%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）

【参考】災害復旧の主な流れ(土木施設)① ※国土交通省資料より

- ▶ 災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能（応急工事も災害復旧事業の対象）。
- ▶ 地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打合せを実施し、早期復旧を支援。
- ▶ 災害査定は、地方公共団体の準備ができ次第，全国から査定官を派遣して速やかに実施。



*1 災害終息後10日以内に概算被害額を報告。訂正を要する場合は1ヶ月以内に訂正報告。所定の期間内に報告できない場合は、防災課に連絡し別途指示を受ける。

*2 査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段のものとなるので、被災状況等ができる限りわかる写真を撮影しておく。

【参考】災害復旧の主な流れ(土木施設)② ※国土交通省資料より

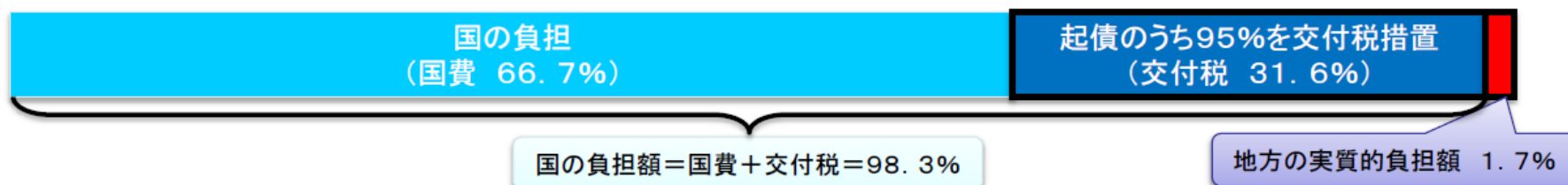
- ▶ 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定。
 - ▶ 災害復旧関係事業における **国庫負担は2／3以上と高率。**

年間の災害復旧事業費が、
 標準税収入の1/2までの額に相当する額については66.7%が国費
 標準税収入の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については75%が国費
 標準税収入の2倍を超える額に相当する額については100%国費
 - ▶ 交付税措置※1により実質的な地方公共団体の負担は最大でも**1.7%**※2 (災害発生年災の場合)
- ※1 総務省所管 ※2 地方公営企業災害復旧事業を除く

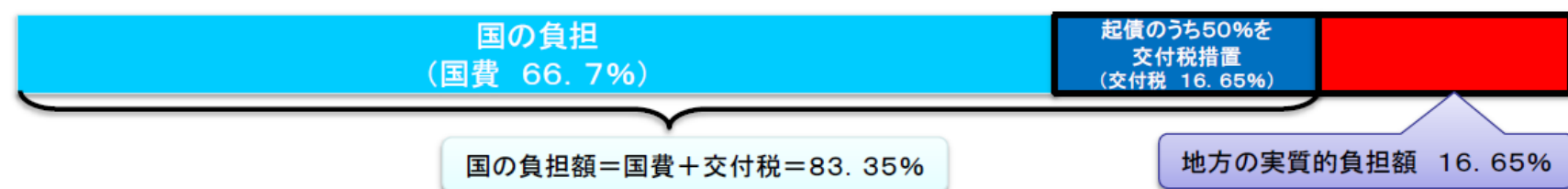
【国庫負担率2／3、災害発生年災の場合】



○ 地方公共団体(地方公営企業を除く)



○ 地方公営企業



【参考】災害復旧の主な流れ(農地・農業用施設)①

※農林水産省資料より

- 災害復旧事業では、災害査定により復旧事業費を決定し、補助金を交付します。
- 被害拡大防止のために必要な場合や緊急に復旧すれば次の作付に間に合う場合には、災害査定の前に復旧工事に着手することが可能です。(査定前着工制度)



復旧工事は、災害年も含め原則3か年度以内に完成

【参考】災害復旧の主な流れ(農地・農業用施設)②

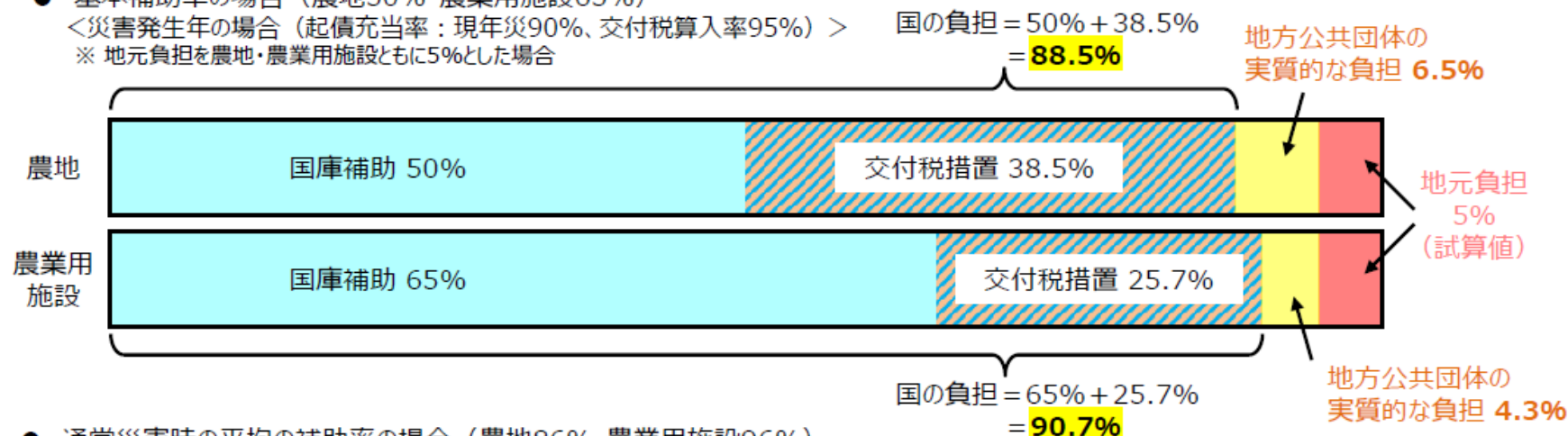
※農林水産省資料より

- 災害復旧事業の国庫補助に加え、地方公共団体が負担する分には地方交付税措置が講じられます。
- これらにより、地方公共団体の実質的な負担が軽減されます。

● 基本補助率の場合（農地50%・農業用施設65%）

＜災害発生年の場合（起債充当率：現年災90%、交付税算入率95%）＞

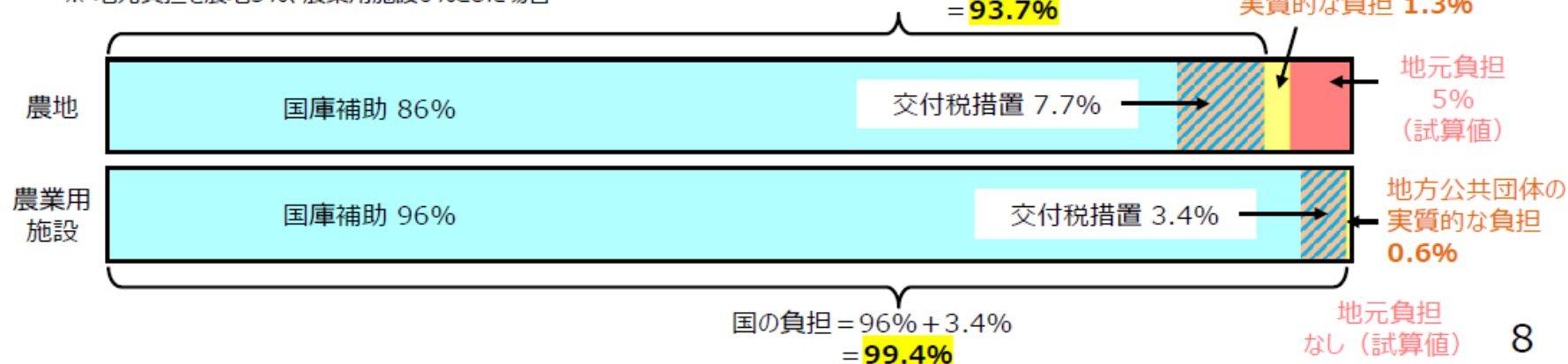
※ 地元負担を農地・農業用施設ともに5%とした場合



● 通常災害時の平均の補助率の場合（農地86%・農業用施設96%）

＜災害発生年の場合（起債充当率：現年災90%、交付税算入率95%）＞

※ 地元負担を農地5%、農業用施設0%とした場合



【参考】災害復旧の主な流れ(農地・農業用施設)③

※農林水産省資料より

農地・農業用施設関係の災害復旧の事業メニュー一覧 (1 / 2) 【補助事業】

農地						
工事が40万円未満の場合、⇒ 6 小規模災害への対応 (p.9) 参照						
事業名	事業区分	事業内容	国庫補助率	激甚災害	地方財政措置	
農地災害復旧事業	災害復旧	農地の災害復旧	50% 暫定法※1に基づく高上げあり	高上げあり ※2	現年：90% 過年：80% ⇒ 9 地方財政措置 (p.12) 参照	元利償還金の 95%
農地災害関連区画整備事業	災害関連	災害復旧事業と併せて行う隣接農地を含めた一体的な区画整理	50%	〔農業用施設は高上げあり※2〕	90%	地方負担額の 20%

農業用施設						
工事が40万円未満の場合、⇒ 6 小規模災害への対応 (p.9) 参照						
事業名	事業区分	事業内容	国庫補助率	激甚災害	地方財政措置	
農業用施設災害復旧事業	災害復旧	農業用施設の災害復旧	65% 暫定法※1に基づく高上げあり	高上げあり ※2	現年：90% 過年：80% ⇒ 9 地方財政措置 (p.12) 参照	元利償還金の 95%
農業用施設災害関連事業	災害関連	災害復旧事業と併せて行う再度災害防止に係る残存施設等の補強	50%	高上げあり ※2	90%	地方負担額の 20%
ため池災害関連特別対策事業	災害関連	被災したため池と一連の地域にあるため池又は上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて行うため池の整備【激甚災害のみ】	—	50% 高上げあり ※2	90%	地方負担額の 20%

農村生活環境施設						
工事が40万円未満の場合、⇒ 6 小規模災害への対応 (p.9) 参照						
事業名	事業区分	事業内容	国庫補助率	激甚災害	地方財政措置	
災害関連農村生活環境施設復旧事業	災害関連	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で実施したものに限る。）の災害復旧	50%	80%※3	100%	50% (特別交付税)

※1 暫定法：農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 ※2 補助率の高上げは、被災翌年の1月末までに補助率の増高申請を行った場合
 ※3 激甚災害による集落排水施設復旧事業費、その他の農村生活環境施設復旧事業費が基大な市町村（6,000万円以上）に適用

【参考】災害復旧の主な流れ(農地・農業用施設)④

※農林水産省資料より

農地・農業用施設関係の災害復旧の事業メニュー一覧（2 / 2）【補助事業】

海岸保全施設・地すべり防止施設

事業名	事業区分	事業内容	国庫補助率		地方財政措置	
			国庫補助率	激甚災害	充当率	算入率
海岸保全施設災害復旧事業	災害復旧	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	2/3 負担法※4に 基づく嵩上げあり	嵩上げあり ※2	現年：100% 過年：90%	元利償還金の 95%
海岸保全施設災害関連事業	災害関連	海岸保全施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設の整備	50%	嵩上げあり ※2	90%	地方負担額の 20%
地すべり防止施設災害復旧事業	災害復旧	地すべり防止区域内の地すべり防止施設の災害復旧	2/3 負担法に基づき 嵩上げあり	嵩上げあり ※2	現年：100% 過年：90%	元利償還金の 95%
地すべり防止施設災害関連事業	災害関連	地すべり防止施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設の整備	50%	嵩上げあり ※2	90%	地方負担額の 20%
災害関連緊急地すべり対策事業	災害関連	地すべり防止区域内の緊急に実施が必要と認められる地すべり防止施設の災害復旧	50%	—	90%	地方負担額の 50.6%

その他

※2 補助率の嵩上げは、被災翌年の1月末までに補助率の増高申請を行った場合
※4 負担法：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

事業名	事業内容	国庫補助率		地方財政措置	
		国庫補助率	激甚災害	充当率	算入率
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が海岸保全施設の機能を阻害する場合に緊急的に実施する流木等の処理	50%	—	90%	地方負担額の 20%
特殊地下壕対策事業	農地等の災害復旧事業に伴う場合又は農地等に対する危険度が増し放置しがたい場合に、特殊地下壕の埋戻し、防災処理等を実施	50%	—	—	80% (特別交付税)
湛水排除事業	激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除【激甚災害のみ】	—	90%	—	—
除塩事業	津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去	50%	90%	—	—

【参考】災害復旧の主な流れ(農地・農業用施設)⑤

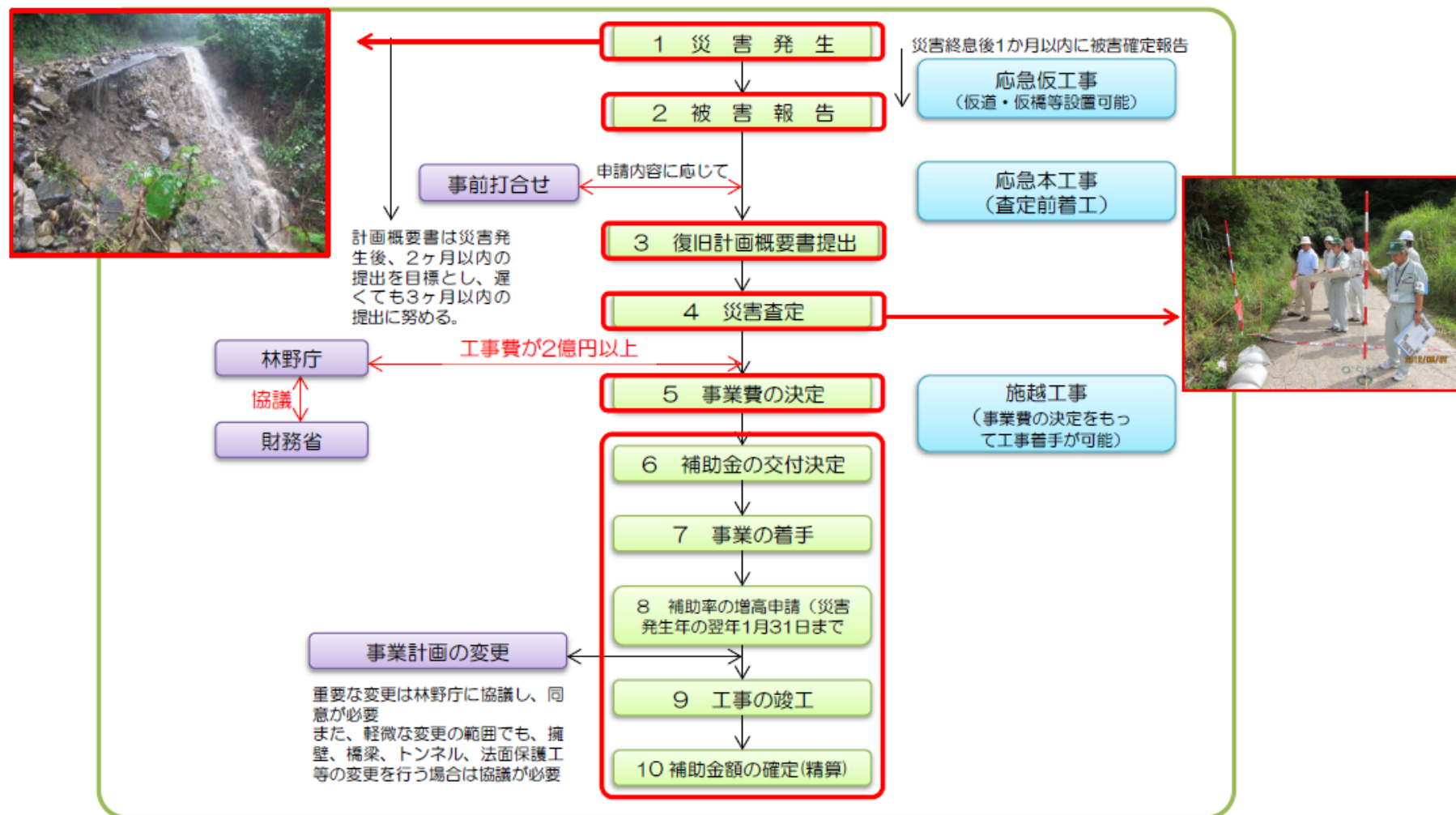
※農林水産省資料より

○ 工事費40万円未満の小規模な箇所であっても各種事業債の活用により、国の支援を受けることが可能です。

工事費	事業主体	事業(債)概要・要件等	補助率/地方財政措置													
合計 40万円以上	都道府県 市町村 等	【災害復旧事業】 複数の小規模被災をまとめて工事費40万円以上(※1)とすることで補助事業の活用が可能 (例) 水田 15万円 水田 20万円 水田 10万円 合計45万円 → 事業申請	一般の災害復旧事業と同じ ※1 同一工種で150m以内の間隔で連続した被災箇所等であれば1箇所工事とし、工事費の合計40万円以上となることが要件													
40万円未満	市町村等の 地方単独事業 で実施する 場合	【一般単独災害復旧事業債】 全ての災害における農業用施設が対象 〔なお、農地復旧は、激甚災害で工事費40万円以上の場合にのみ一般単独災害復旧事業債が活用可能〕	<table><tr><th>起債充当率</th><th>交付税算入率 <基準財政需要額に算入></th></tr><tr><td>65%</td><td>47.5~85.5% 〔財政力により異なる〕</td></tr></table>	起債充当率	交付税算入率 <基準財政需要額に算入>	65%	47.5~85.5% 〔財政力により異なる〕									
起債充当率	交付税算入率 <基準財政需要額に算入>															
65%	47.5~85.5% 〔財政力により異なる〕															
13万円以上~ 40万円未満	市町村※2 ※2 農業者や 農業者団体等が 事業主体となり 市町村が助成する 場合も対象	【農地等小災害復旧事業債】 激甚災害における農地・農業用施設が対象 〔災害復旧事業及び小災害復旧事業の事業費の合計額が800万円を超える市町村が対象〕	<table><tr><th rowspan="2">激甚災害に係る 災害復旧事業の 地元負担額</th><th colspan="2">起債充当率</th><th rowspan="2">交付税算入率 <基準財政需要額 に算入></th></tr><tr><th>農地</th><th>施設</th></tr><tr><td>1戸当たり2万円未満</td><td>50%</td><td>65%</td><td rowspan="2">100%</td></tr><tr><td>1戸当たり2万円以上</td><td>74%</td><td>80%</td></tr></table>	激甚災害に係る 災害復旧事業の 地元負担額	起債充当率		交付税算入率 <基準財政需要額 に算入>	農地	施設	1戸当たり2万円未満	50%	65%	100%	1戸当たり2万円以上	74%	80%
激甚災害に係る 災害復旧事業の 地元負担額	起債充当率		交付税算入率 <基準財政需要額 に算入>													
	農地	施設														
1戸当たり2万円未満	50%	65%	100%													
1戸当たり2万円以上	74%	80%														
— 〔活動組織の交付金の 範囲内〕	多面的機能 支払活動組織	【多面的機能支払交付金】 ・多面的機能支払交付金の活動組織は、地域共同で復旧活動に取り組むことが可能 ・甚大な被災地域では、事業計画に定めた活動の実施が困難な場合、特例措置により、被災した農業用施設等の復旧に集中的に取り組むことが可能	○ 多面的機能支払交付金における地方公共団体の負担については、災害対応に関わらず、普通交付税措置及び特別交付税措置が講じられている 被害状況 → 地域の共同活動 による復旧													

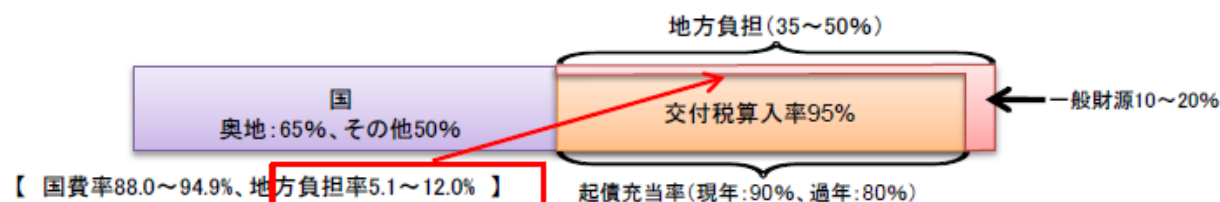
地域の共同活動による復旧

【参考】災害復旧の主な流れ(林道)① ※林野庁資料より

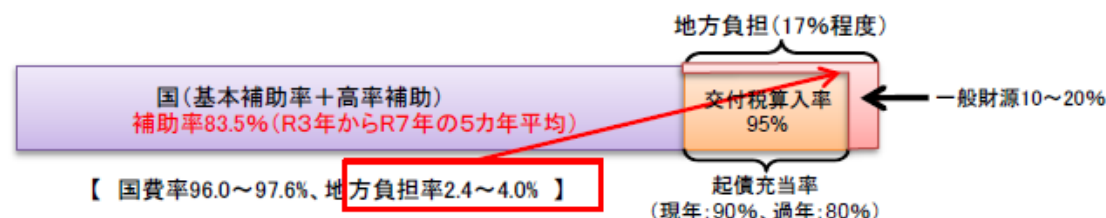


【参考】災害復旧の主な流れ(林道)② ※林野庁資料より

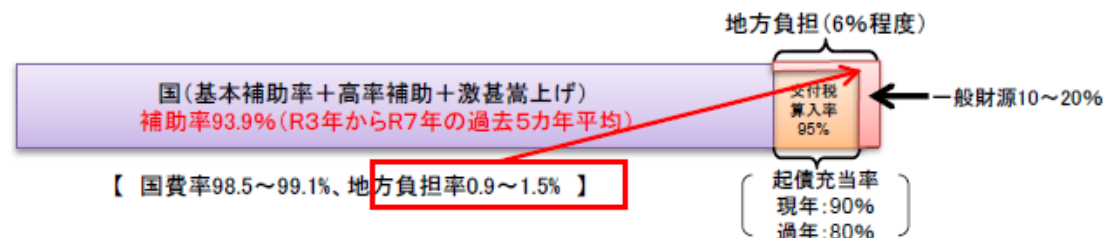
基本補助率のみの場合(都道府県、市町村)



高率補助適用の場合(都道府県・市町村)



高率補助+激甚法適用の場合(都道府県・市町村)



【ポイント】

◎都道府県は、「災害復旧事業計画概要書」を申請し、その内容について「災害査定」が行われ、災害復旧事業費が決定。

◎災害復旧事業の国庫負担は、暫定法による高率補助及び激甚災害による補助率の嵩上げ措置がなされる。

◎高率補助及び補助率の嵩上げ適用市町村は、例年、翌年3月の官報によって告示される。

◎地方財政措置(起債、交付税措置)により地方公共団体等の負担を軽減